

4-13 平 12 建告第 1436 号第四号ハの概要と開口部の取り扱いについて

[関係法令等] 法第 35 条、法第 36 条、令第 112 条第 14 項、令第 126 条の 3 第 1 項、
平 12 建告第 1436 号

1. 告示の概要について

高さ 31m以下の建築物の部分（法別表第 1（い）欄に掲げる用途の部分に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地下に存する部分を除く。）で、室及び居室に対する告示の適用は表 4-13 のように扱う。

表 4-13 防煙区画の構成

告示 建築物の各部位	平成 12 年建告第 1436 号第四号			
	(1) 室	(2) 室	(3) 居室	(4) 居室
床面積	-	100 m ² 以下	-	100 m ² 以下
内装制限	準不燃の仕上げ	-	準不燃の仕上げ	下地・仕上げ共不燃
屋内に面する開口部	防火設備又は戸※1		防火設備※2	防煙垂れ壁※3
区画	-	防煙間仕切り※4	100 m ² 以内復毎に準耐火構造	防煙間仕切り

- ※ 1 ①居室、避難経路に面する開口部は、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で令第 112 条第 14 項第一号に規定する構造のもの。
上記、①以外の部分の開口部は、戸又は扉を設けること。
- ※ 2 法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で令第 112 条第 14 項第一号に規定する構造のもの。
- ※ 3 告示では出入口の戸については規定していない。しかし、避難経路等に面する場合は、表面を不燃仕上げとした戸とし、かつ、常時閉鎖とすることが望ましい。
- ※ 4 法令上は、床面積が 100m²以下 で令第 126 条の 2 第 1 項に掲げる防煙壁により区画されたものと規定されていますが、本書において、防火避難上などの理由から出入口部分を除く部分（壁）の取扱いは、防煙間仕切りとすることが望ましい。
- 注) 平成 12 建告第 1436 号第四号ハの適用された室等の隣室が、排煙設備を設けている場合の取り扱いについては、「4-28 自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」を参照のこと。